

改元初日の婚姻届臨時受付窓口を開設

元号が「平成」から「令和」に変わる 5 月 1 日に、婚姻届の臨時受付窓口を開設します。

- 1 趣 旨** 改元初日に婚姻届を提出し新婚生活をスタートさせたいと考える方々のため、届け出が増えることが予想されるこの日に、婚姻届の臨時受付窓口を開設します。
- 2 内 容**
 - (1) 開設日時：5 月 1 日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
 - (2) 開設場所：三木市役所 3 階 市民課 ③番、④番窓口
※吉川支所では開設しません。
 - (3) 記念撮影コーナーを設置します。
- 3 要 件**
 - (1) 三木市に届出できる方は、三木市に本籍または所在地（一時滞在地を含む）のある方となります。
 - (2) 当日は休日で婚姻届の内容審査はできないため、届書の預かりのみとなります。受理証明書も発行できません。
お預かりした届書は、5 月 7 日以降に市民課で内容審査し問題がない場合は、5 月 1 日付けで婚姻が成立します。
- 4 その他** 内容に不備がある場合は受理できないことがありますので、4 月 26 日（金）までに市民課窓口で記載内容の事前審査（平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時）をお勧めします。

問い合わせ先 三木市市民生活部市民課戸籍係
電話 0794-82-2000（内線 2377）